

しょう
ふれあいバスで使用されている
EVモーターズ・ジャパンの
EVバスについて

むなかたしせい
宗像志政クラブ

いしまつ おさむ
石松 修



2024. 3. 24 ふれあいバスEV化 記念式典

あなたの特命取材班



全ての記事

注目の記事

ご意見募集中

依頼する

福岡 教育

福岡県筑後市の全国初EVスクールバス 運行2週間、不具合で全4台が代車に

2025/5/1 6:00 [有料会員限定記事]

#筑後版 #あなたの特命取材班 #自動車 #九州電力 #筑後市 #福岡市 #北九州市



石黒 雅史

+ フォロー



+ 拡大

筑後南小のEVスクールバス（筑後市提供）

福岡県筑後市の小学校再編に伴い4月に開校した筑後南小に市が導入した国内初の電気自動車（EV）スクールバス4台が、本格運行開始から2週間余りで代車のマイクロバスに変更されたことが、本紙「あなたの特命取材班」への情報提供で分かった。市教育委員会によると、不具合が複数発生したためメーカーによる点検やシステムメンテナンスを前倒しで実施しており、5月中旬にはEVバスが戻る予定という。

西日本新聞meより

福岡

相次いだ不具合…小学校のスクールバス、EVからディーゼルに変更 使用料は減少

2025/10/29 6:00 (2025/11/11 5:00 更新) [有料会員限定記事]

#筑後版 #運輸 #九州電力 #福岡市 #北九州市 #筑後市 #大阪・関西万博



石黒 雅史

+ フォロー



+ 拡大

ディーゼル車に変更された筑後南小のスクールバス

福岡県筑後市は、市立筑後南小に今春導入した電気自動車（EV）スクールバスに不具合が相次いだ問題で、定額制でEVバスを提供する九州電力（福岡市）との契約を、今月からディーゼルバスに変更した。これに伴い代車のレンタカー運行から、校名などをペイントした専用のスクールバスに切り替わった。

EVバスは北九州市のEVモーターズ・ジャパン（EV社）が中国の企業に委託して製造した新型車だった。EV社のバスは大阪・関西万博会場でも運行されたが、多数の不具合が確認され、国土交通省が同社に立ち入り検査に入るなど、問題が大きくなっている。

市は今年、九電がEV社のEVバスを貸し出す「九電でんきバスサービス」を契約し4台を導入。だが4月の運行開始から約2週間で「始動しない」「始動するとクラクションが鳴り始める」などの不具合が相次ぎ代車に変更。点検、補修を終え再始動した6月にまた不具合が続き、市が使用停止にした。

都市再生部 都市再生課 地域公共交通政策室 資料要求回答より

(別紙1)

令和6年3月購入のEVバスの運行状況について

1 定期点検を除く不具合・緊急点検等により稼働できなかった期間

年度	運行日数	稼働できなかった期間
令和6年度	332	31
令和7年度(9月末現在)	169	23

2 不具合等が発生した場合の瑕疵に関する保証(無償修理・交換・代替車両の提供等)及び稼働不能期間に伴う補償(損害賠償・営業補償等)の内容がわかる資料(契約書、仕様書、保証書等の該当箇所など)

不具合等が発生した場合は、すべて無償修理・交換を購入元のEVモータースジャパンが行っています。

代替車両については、現行の予備車にて運行を行っている。

※代替車両についてはディーゼル車の故障時も同じ運用

報道・広報

[ホーム](#) > [報道・広報](#) > [報道発表資料](#) > リコールの届出について(WISDOM F8 series4-Mini Bus(6.99m))

リコールの届出について(WISDOM F8 series4-Mini Bus(6.99m))

令和7年11月28日

株式会社EVモーターズ・ジャパンから、令和7年11月28日国土交通大臣に対して、下記のとおりリコールの届出がありましたので、お知らせします。

※お持ちの車両がリコール等情報の対象に該当するかは、販売店または届出者へお問い合わせください。

なお、メーカー等ホームページの検索画面でもご確認いただけます。(一部メーカー等を除く)

添付資料

➤ [リコール届出一覧表](#)(PDF形式:90KB) 

➤ [改善箇所説明図](#)(PDF形式:199KB) 

国土交通省サイトより

リコール届出一覧表

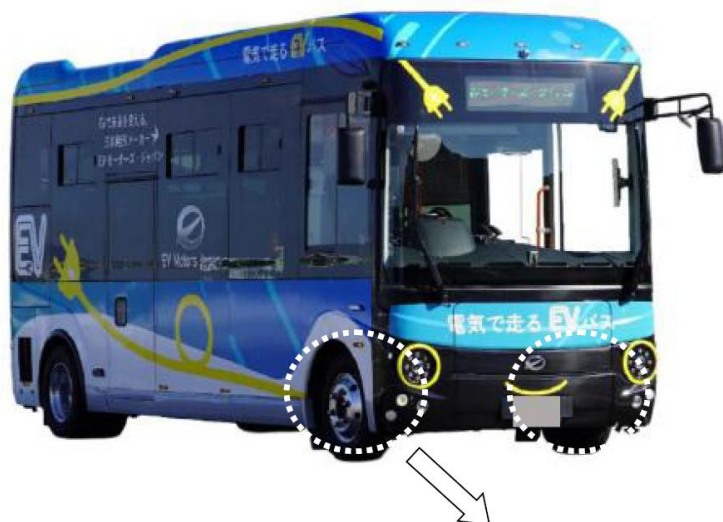
リコール届出日:令和7年11月28日

リコール届出番号	外4113	リコール開始日	準備でき次第順次
届出者の氏名又は名称	株式会社EVモーターズ・ジャパン 代表取締役 佐藤 裕之 製作国 : 中華人民共和国 製作者名 : 威驰腾(福建)汽车有限公司 問い合わせ先 : TEL:093-752-2477 ※ガイダンス番号「1」 ホームページ : https://evm-j.com/		
不具合の部位(部品名)	制動装置(ブレーキホース)		
基準不適合状態にあると認める構造、装置又は性能の状況及びその原因	前輪ブレーキホースにおいて、ブレーキホースの取り回しの設計検討が不十分なため、ハンドル転舵時に車体等へ接触することがある。そのため、そのまま使用を続けると、ブレーキホースが損傷し、最悪の場合、ブレーキホースに穴が空き、制動力が低下するおそれがある。		
改善措置の内容	全車両、ブレーキホース一式を対策品に交換する。		
不具合件数	38件	事故の有無	なし
発見の動機	国土交通省による指摘		
自動車使用者及び自動車特定整備事業者に周知させるための措置	・使用者:電話等で通知する。 ・自動車特定整備事業者:使用者を把握しており、周知のための措置はとらない。 ・弊社ホームページに掲載する。		

車名	型式	通称名	リコール対象車の車台番号(シリアル番号)の範囲及び製作期間	リコール対象車の台数	備考
WISDOM	不明	F8 series4-Mini Bus (6.99m)	H0GB226D9L1000006～H0GB226DXR1000136 令和3年3月4日～令和6年12月27日	85台	
		(1車種)	(製作期間の全体の範囲) 令和3年3月4日～令和6年12月27日	(計85台)	

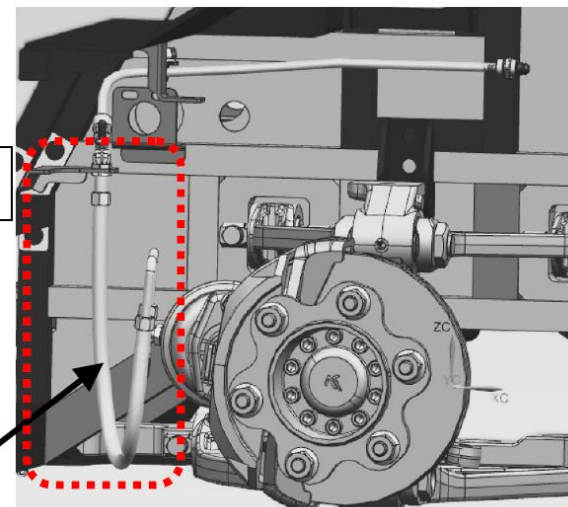
【注意事項】 リコール対象車の車台番号の範囲には、対象とならない車両も含まれている場合があります。|

改善箇所説明図



ブレーキホース一式

基準不適合発生箇所



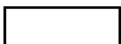
不具合の概要

前輪ブレーキホースにおいて、ブレーキホースの取り回しの設計検討が不十分なため、ハンドル転舵時に車体等へ接触することがある。そのため、そのまま使用を続けると、ブレーキホースが損傷し、最悪の場合、ブレーキホースに穴が空き、制動力が低下するおそれがある。

改善の内容

全車両、ブレーキホース一式を対策品に交換する。

識別:ブレーキホースの形状により識別する。

注 :  は、交換部品を示す。

令和7年11月 宗像市ふれあいバス運行事業者候補者募集要項

宗像市ふれあいバス運行業務仕様書より

7 運行車両

(1) 使用車両

第1系統	宗像市が所有するバス車両	(36人定員：福岡200 か2344)
第2系統	宗像市が所有するバス車両	(36人定員：福岡200 か2345)
第3系統	宗像市が所有するバス車両	(36人定員：福岡200 か2346)
予備車	宗像市が所有するバス車両	(29人定員：福岡230 か6701)

13 運行管理

エ 車両の点検・車検又は故障等による代車については、運行の支障のないように同等品以上の車両を準備し、運行すること。

しりつちゅうがっこうぶかつどう ちいきいこう
市立中学校部活動の地域移行
てんかい
(展開) について

むなかたしせい いしまつ おさむ
宗像志政クラブ 石松 修

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の 在り方等に関する総合的なガイドライン

令和4年12月

スポーツ庁

文化庁



スポーツ庁



文化庁

Agency for Cultural Affairs,
Government of Japan

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
 - 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
 - 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。
- ※ **I** は中学生を主な対象とし、**高校生**も原則適用。**II～IV**は公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・ 教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・ 部活動指導員や外部指導者を確保
- ・ 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・ 過当たり2日以上以上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・ 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・ 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形で環境整備を進める

II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・ 地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・ 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・ 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・ 休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・ 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・ 困窮家庭への支援

III 学校部活動の地域連携や

地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・ まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・ 平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・ ①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
※ 地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・ 令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・ 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
※ 日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・ できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・ 全国大会の在り方の見直し（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

(7) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

- ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。
- イ 都道府県及び市区町村は、地域クラブ活動に係る施設使用料を低廉な額とし、送迎面の配慮を行ったりするなどの支援を行うとともに、経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用の支援等の取組を進める。
- ウ 都道府県及び市区町村は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、地元の企業等の協力を得て、企業等が有する施設の利用や設備・用具・楽器の寄附等の支援を受けられる体制の整備や、家庭の参加費用の負担軽減に資する取組等を推進する。その際、企業からの寄附等を活用した基金の創設や、企業版ふるさと納税の活用等も考えられる。

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ ポイント①

改革の理念及び基本的な考え方等

※下記の内容は、公立中学校等の生徒を主な対象としたもの

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するのが改革の主目的（※１）。
 - 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障。
 - 地域クラブ活動（※２）においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出することが重要。
- （※１）改革を実現するための手法を考える際には、学校における働き方改革の推進を図ることや良質な指導等を実現することについても考慮。
- （※２）民間のクラブチーム等との区別や質の担保等の観点から、国が地域クラブ活動の定義・要件等を示し、地方公共団体が認定を行う仕組みを構築。
- ⇒ 上記の理念等をより的確に表すため、地域全体で連携して行う取組のうち、「地域移行」という名称は、「地域展開」に変更。

今後の改革の方向性

- 地方公共団体が幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整し、地域の実情等にあつた方針を決定。

改革の 進め方	・<u>休日</u>については、<u>次期改革期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す</u>。 （中山間地域や離島など特殊な事情により地域展開が困難な場合等には、当面、部活動指導員の配置等を適切に実施） ・<u>平日</u>については、各種課題を解決しつつ<u>更なる改革を推進</u>。まずは、<u>国において地方公共団体が実現可能な活動の在り方等を検証、地方公共団体においては、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整しつつ、地域の実情等に応じた取組を実施</u>。
次期 改革期間	「 <u>改革実行期間</u> 」（ <u>前期：令和8～10年度</u> ⇒ <u>中間評価</u> ⇒ <u>後期：令和11～13年度</u> ） ※現時点で着手していない地方公共団体においても、 <u>前期の間に休日の地域展開等に着手</u> 。
費用負担 の在り方等	・地方公共団体において、地域の実情等に応じて安定的・継続的に取組が進められるよう、<u>受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方等を検討</u>する必要（公的負担については<u>国・都道府県・市区町村で支え合うことが重要</u>）。 ※<u>受益者負担の水準</u>について、<u>国において金額の目安等を示す</u>ことを検討する必要。 ・家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることを防ぐため、<u>経済的に困窮する世帯の生徒への支援については確実に措置</u>を行う必要。 ・<u>部活動指導員の配置</u>について、<u>次期改革期間においても一定の範囲で支援</u>を行っていく必要。

地方公共団体における推進体制の整備

- 専門部署の設置や総括コーディネーターの配置等、適切な推進体制を整備。都道府県のリーダーシップ、複数の市区町村による広域連携も重要。

学習指導要領における取扱い

- 地域クラブ活動は、学校外の活動ではあるものの、教育的意義を有する活動であり、継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障するもの。そのため、地域クラブと学校との連携が大切。
- 学習指導要領の次期改訂においては、地域クラブ活動の普及・定着を前提とした記載としつつ、地域展開が困難な場合等に実施される学校部活動に関しても教職員等の負担軽減の視点から一定の記載を行うことが考えられる。
- 今後、スポーツ庁及び文化庁において更なる検討・具体化を進めた上で、中央教育審議会に報告されることが期待。

各論（個別課題への対応等）

1. 地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制整備等

- 地域全体での連携体制の整備（地方公共団体と関係団体等との連携・協働、コーディネーターの配置、学校との連携等）
- 運営に関するサポート体制の整備、運営を担う人材の確保・育成
- 組織体制・財政基盤の整備
- ICT活用による運営業務の効率化 等

2. 指導者等の質の保障・量の確保

- 多様な人材の発掘・マッチング・配置（人材バンクの設置・運用、大学生の活用促進、希望する教職員の兼職兼業等）
- 適切な資質・能力の保障、人材育成（研修会開催、公認指導者資格の取得促進、指導の手引き作成、適切な処遇の確保等）
- 平日（学校部活動）と休日（地域クラブ活動）の一貫指導 等

3. 活動場所の確保

- 学校施設等の有効活用（地方公共団体等による協力等）
- 認定を受けた地域クラブ活動の優先利用・使用料減免等
- 活動場所の管理運営の効率化等（ICT活用、鍵の受渡しの負担軽減、指定管理者制度等の活用、学校施設の複合化等）

4. 活動場所への移動手段の確保

- 既存車両の有効活用（スクールバスやスポーツ団体のマイクロバス等）
- 地域公共交通との連携等（運行ダイヤの見直し検討、利用料への補助、AIオンデマンド交通や公共ライドシェアの活用等）
- 多様な政策分野との連携・協働等（介護・福祉・医療等）

5. 大会やコンクールの運営の在り方

- 生徒の大会等の参加機会の確保（地域クラブ活動の認定制度の導入に合わせた大会参加規程の見直し、行政・関係団体等による協議の場の設定等）
- 大会に参加する生徒への支援等（交通費・宿泊費の支援等）
- 大会の運営及び引率等の体制整備（地域クラブ活動関係者や保護者等の参画促進、大会運営の外部委託等） 等

6. 生徒・保護者等の関係者の理解促進

- 国における取組（ポスター・チラシ・動画等、ポータルサイトやSNS等を通じた広報、説明会・シンポジウム等の開催）
- 地方公共団体等における取組（学校と連携した生徒等へのきめ細かな情報提供等、体験会等の開催、生徒等の希望を把握するためのアンケート調査やワークショップの実施等）

7. 生徒の安全確保のための体制整備

- 事故や暴力・暴言等の不適切行為やいじめの防止（指導者・保護者・生徒等への研修等、組織的な体制整備、相談窓口の活用促進等）
- 事故や不適切行為が発生した場合の責任の所在の明確化
- 生徒及び指導者の保険への加入（傷害保険＋賠償責任保険）

8. 障害のある生徒の活動機会の確保

- 多様な地域の関係者の参画（障害者スポーツセンター、地域のパラスポーツ協会、放課後等デイサービス実施事業者等）
- 新たなスポーツ・文化芸術活動の機会の提供
- 障害者対応指導ツール等を活用した指導者の資質・能力の向上 等

単位(千円)

H29	文化芸術又はスポーツの振興	171,811	市民文化芸術活動推進事業費	15,863
			体育施設改修事業費	155,948
H30	文化芸術又はスポーツの振興	43,276	市民文化芸術活動推進事業費	16,817
			スポーツ観光推進事業費	26,459
R1	文化芸術又はスポーツの振興	433,122	宗像ユリックス管理運営費	373,586
			市民文化芸術活動推進事業費	56
			市民スポーツ活動推進事業費	24,856
			スポーツ観光推進事業費	34,624
R2	文化芸術又はスポーツの振興	12,290	市民スポーツ活動推進事業費	10,285
			企業スポーツ支援事業費	1,728
			スポーツ観光推進事業費	277
R3	文化芸術又はスポーツの振興	52,735	企業スポーツ支援事業費	2,901
			スポーツ観光推進事業費	49,834
R4	文化芸術又はスポーツの振興	3193	企業スポーツ支援事業費	3,193
R5	文化芸術又はスポーツの振興	8,937	市民スポーツ活動推進事業費	8,937
R6	文化芸術又はスポーツの振興	538,416	宗像ユリックス管理運営費	485,769
			市民スポーツ活動推進事業費	52,647

平成29年度～令和6年度 宗像市決算成果報告書 ふるさと寄附金・ふるさと基金充当事業一覧表より